

院内感染対策指針

真生会富山病院は、患者と職員の感染予防、感染制御に取り組むための基本的な方針を以下の通りとする。

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

院内感染を予防策に努める。院内感染発生の際には、拡大防止するために原因の速やかに特定し、対策を図り終息させる。また、抗菌薬適正使用支援に努め、適切な抗菌薬使用を推進し耐性菌の発生を防ぎ、地域全体の耐性菌による感染症を減らせるよう努める。このために院内感染防止対策を全職員が把握して、実行出来るように本指針を作成する。

2. 院内感染対策に関する委員会等の設置

- 1) 院内感染対策に関する病院の問題点を把握し、改善策を講じる院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、院内感染対策委員会を設置する。
- 2) 委員会の業務、組織運営については、別記の院内感染対策委員会規程に定める。
- 3) 院内感染対策委員会を補佐し、感染対策に関する総合窓口として感染対策室を設置する。
- 4) 院内感染対策予防、制御の実行組織として、院内感染対策チームを感染対策室に組織する。
- 5) 薬剤耐性の拡大防、抗菌薬適正使用を支援するチームを感染対策室に組織する。

3. 職員研修の基本方針

- 1) 院内感染防止対策の基本的考え方および具体的方策について、職員へ周知徹底を図るために研修会を開催し、職員の感染対策への意識向上を図る。
- 2) 研修として、全職員対象の講習会を年2回開催する。

4. 感染発生状況の報告

感染症、耐性菌の発生に伴う院内感染拡大を防止するために、重要な感染症の発生状況は、中央検査科より毎週、院内感染対策委員会に報告する。重大なものは、院内感染対策室長より速やかに病院長へ報告し、対策を講じる。

5. 院内感染発生時の対応

- 1) 院内感染発生時は、発生部署の職員が直ちに感染対策室に報告し、院内感染対策チームにより速やかに状況調査し、患者への対応および感染対策を講じる。同時に感染対策室長より病院長へ報告し、厚生センターへの報告を行う。
- 2) 発生から収束するまでは、院内感染の改善策の実施及び情報収集は、継続して行う。
- 3) 院内感染対策委員会では全職員に内容を周知する。

6. 患者への情報提供と説明

- 1) 本指針は患者または家族が閲覧できるものとする。(病院ホームページで公開する。)
- 2) 病状の説明とともに、感染防止の意義および基本手技について説明し、同意を得て協力を求める。

7. 病院における院内感染対策の推進

- 1) 職員は、自らが感染源とならないように、定期健康診断を年に1回以上受診し、健康管理に留意する。
- 2) 院内感染防止のために、全職員は「院内感染防止マニュアル」を習得し遵守する。
- 3) マニュアルは、必要に応じて見直し、改訂結果は職員に周知徹底する。
- 4) 外来・入院を問わず適切な抗菌薬使用を推進し、抗菌薬適正使用支援に努め、耐性菌の発生を防ぐ活動を実践する。

附則 院内感染対策委員会

平成23年 4月 1日 作成
平成27年 4月 1日 一部改定
平成28年 4月 4日 更新
平成28年 9月 5日 一部改定
平成29年 9月30日 更新
平成30年 4月10日 一部改定
令和 1年 5月17日 更新